

難病医療費助成制度（マル都）の変更について

2014年11月28日

2015年1月から新たな難病医療費助成制度が実施され、2015年1月以降にマル都の医療費助成制度を使用して国指定の難病を治療するには、マル都の指定医療機関の申請手続きが必要です。現在東京都と契約してマル都の指定医療機関になっている医療機関も手続きが必要です。申請から指定を受けるまでには時間がかかる場合がありますので、速やかにお手続きをしてください（具体的な手続きについては東京都福祉保健局疾病対策係へお問い合わせください。電話03-5320-4471）。

また、自己負担割合や月額自己負担限度額の取り扱いなども変更になりますので、マル都の指定医療機関においては取り扱いにご注意ください。（なお、歯科において給付の対象となるのは、難病が直接起因する口腔内の病変に対する歯科治療です。う蝕など難病が直接起因しない病変の歯科治療は対象外となりますのでご注意ください）

1. 指定医療機関の申請手続き方法

(1) 東京都福祉保健局 HP の「新たな難病医療費助成制度における指定医療機関制度について」

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/nanbyo/nk_shien/shiteiiryokikan_shinsai.html) より「難病医療費助成指定医療機関指定申請書」をダウンロードし、必要項目を記載する。

*記載方法は、東京都福祉保健局 HP にある「難病医療費助成指定医療機関のお知らせ」にある記載見本をご覧ください。

(2) (1) の書類を1部下記へ送付する。

[提出先]

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎23階

東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課疾病対策係

(3) 都の審査の後、指定通知が指定医療機関に届く。

2. 自己負担割合・自己負担上限額の変更

(1) 自己負担割合・自己負担上限額が変更

国が指定した難病および東京都が独自に指定した難病共に、平成27年1月診療分より自己負担割合が3割から2割に変更されます。

また、自己負担上限額も平成27年1月診療分より表1のように変更になり、現在マル都を使用している患者については3年間の軽減措置が設けられます。なお、変更に伴い新しいマル都医療券が患者に発行されますので、受付で忘れずに確認をしてください。

○表 1 : 27 年 1 月以降の自己負担上限額

～2014 年 12 月 (自己負担割合 : 3 割)			2015 年 1 月～ (自己負担割合 : 2 割)			
	自己負担上限額		自己負担上限額 (外来+入院)			
	外来	入院	一般	高額かつ 長期	人工呼吸器等装着 者	
重症患者	0 円	0 円	生活保護	0 円	0 円	0 円
A 階層	0 円	0 円	低所得 I	2,500 円	2,500 円	1,000 円
B 階層	2,250 円	4,500 円	低所得 II	5,000 円	5,000 円	
C 階層	3,450 円	6,900 円	一般所得 I	10,000 円	5,000 円	
D 階層	4,250 円	8,500 円	一般所得 II	20,000 円	10,000 円	
E 階層	5,500 円	11,000 円	上位所得	30,000 円	20,000 円	
F 階層	9,350 円	18,700 円	* 現在助成を受けている患者については、3 年間の経過措置が設けられており、その間は表 2 の通りになります。			
G 階層	11,550 円	23,100 円				

○表 2 : 経過措置中の患者の自己負担上限額

2015 年 1 月～ (自己負担割合 : 2 割)			
	自己負担上限額 (外来+入院)		
	一般	高額かつ 長期	人工呼吸器等 装着者
低所得 I	2,500 円	2,500 円	1,000 円
低所得 II	5,000 円	2,500 円	
一般所得 I	5,000 円	5,000 円	
一般所得 II	10,000 円	5,000 円	
上位所得	20,000 円	5,000 円	

* 2014 年 1 月診療分より、自己負担上限額は同じ医療保険に加入する人で構成する世帯で算定する取り扱いとなりました。例えば、母子共に社保でマル都医療券を持っており上限額が一般所得 I ・ 10,000 円の場合は、二人で 10,000 円の自己負担上限額になるよう、母 5,000 円 ・ 子 5,000 円など各患者の自己負担上限額が割り振られた形で医療券が患者に発行されます。

(2) 新たに、複数の医療機関の自己負担金額を「自己負担上限額管理票」で管理

これまで医療機関ごとに自己負担上限額を計算しましたが、2015 年 1 月診療分より、自己負担上限額は複数の医療機関の合算となります。合算の状況が判るように患者には新たに「自己負担上限額管理票」が配布され、医療機関は難病治療をするたびに自己負担上限額管理票に一部負担金の金額を記載し、自己負担上限額に達するまで一部負担金を領収します。

なお、自己負担上限額管理票を患者が持参しなかった場合は、マル都医療券の自己負担上限額

まで一部負担金を領収します。また、患者が後日自己負担上限額管理票を持参し、先日の支払い時に既に上限に達していた場合は、患者が都に還付払いの手続きを取ります。

(3) 国が指定した難病の拡大とそれに伴う変更

国が指定した難病は現在 56 疾病ですが、今回の法制化に当たり、2015 年夏には約 300 疾病に拡大される予定です。現行の 56 疾病は疾病名の変更又は細分化されます。

また、東京都が独自に指定した疾病のうち下記表の(★)の疾病については、2015 年 1 月以降に新規にマル都を申請した患者については国の制度が優先されます。したがって、シェーグレン症候群などの患者で 1 月以降にマル都の適応になった患者については、国が指定した難病のため、指定医療機関の申請手続きをしないとマル都を使用して治療ができなくなりますので注意して下さい。

○表 3：東京都指定の難病一覧

番号	疾病名	番号	疾病名
都74	進行性筋ジストロフィー(★)	都87	ミオトニー症候群
都76	ウィルソン病	都880	特発性好酸球増多症候群
都765	脊髄空洞症	都883	アレルギー性肉芽腫性血管炎(★)
都80	骨髄線維症	都890	強直性脊椎炎
都77	悪性高血圧	都89	びまん性汎細気管支炎
都81	ネフローゼ症候群(★)	都93	遺伝性(本態性)ニューロパチー(★)
都83	母斑症	都95	遺伝性QT延長症候群
都84	シェーグレン症候群(★)	都96	先天性ミオパチー
都85	多発性嚢胞腎(★)	都961	成人スティル病(★)
都86	特発性門脈圧亢進症(★)	都97	網膜脈絡膜萎縮症
都863	原発性硬化性胆管炎(★)	都98	自己免疫性肝炎(★)
都866	肝内結石症		

(★) 2015 年 1 月 1 日以降、新規に申請する方は国制度が優先されます。2014 年 12 月 31 日までに都制度で認定されている方は今回のみ都制度を優先します。

問い合わせ先

東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課疾病対策係

電話：03-5320-4471 ファクシミリ：03-5388-1437